

堺市会計年度任用職員採用選考受験案内

(母子・父子自立支援員)

【試験日程】

令和8年1月25日(日)

【受付期間】

令和8年1月16日(金)まで

【採用予定日】

令和8年4月1日(水)



堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

1 募集内容

(1) 業務内容等

業務内容	採用予定数
母子家庭の母及び父子家庭の父、寡婦を対象に、自立に必要な情報提供、相談助言等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付金に関する相談等の業務を行う。	3名程度

(2) 受験資格

◆母子等福祉の増進に熱意をもち、かつ、次に掲げる条件の1つを満たす人。

①社会福祉主事の任用資格をもつ人又は令和8年3月31日までに社会福祉主事の任用資格を取得見込みの人

②社会福祉主事として従事した人、または、従事している人

③児童福祉司として従事した人、または、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、児童福祉・社会福祉・児童学・心理学・教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人
(令和8年3月31日までに卒業見込みの人を含む)

※ 応募の段階で、上に掲げる条件のいずれかに該当する必要があります。

◆パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理等)ができる人

◆国籍及び年齢は問いません

◆地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条(抜粋)

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日程等

(1) 試験日時

令和8年1月25日（日）午前9時00分集合（時間厳守）

※集合時間までに受付を済ませていない人は、試験を受験できません。

ただし、公共交通機関の不通・遅れにより集合時間に遅刻した場合は、利用した公共交通機関発行の遅延証明書の提出を条件として、受験を認める場合があります。

(2) 集合場所

堺市役所 本館3階（堺市堺区南瓦町3番1号）

※試験会場へは公共交通機関をご利用ください。

(3) 持ち物

- ① 筆記用具 ② 受験票

※携帯電話、スマートフォン等の時計機能は使用できませんのでご留意ください。

(4) 試験内容

- ① 筆記試験（1時間）

- ② 面接試験（グループディスカッション：約20分、個別面接：約15分）

※応募者が複数の場合のみにグループディスカッションを実施

(5) 合格発表

合格発表は令和8年2月2日（月）までのご連絡を予定しています。

結果の合否に関わらず、受験者本人に結果通知書を郵送します。

※ 電話等による合否の問い合わせにはお答えできません。

(6) その他

- ①応募人数によっては、面接試験が午後になる場合があります。

（昼食は各自でご用意ください。）

- ②試験のスケジュール等は、受付時にお知らせします。

- ③合格者には指定する期限までに応募資格が確認できる書類を提出していただきます。

- ④受験資格を取得見込みの人について、令和8年3月31日までに受験資格を満たすことができない場合は、合格（採用）を取り消します。

- ⑤受験資格がないことが判明した場合は、合格（採用）を取り消します。また、申込内容や提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格（採用）を取り消すことがあります。

3 受験申込み方法

(1) 申込み方法

【持参の場合】

令和8年1月16日（金）まで（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで）

堺市役所（堺市堺区南瓦町3番1号）高層館8階 子ども青少年育成部子ども家庭課へ
『堺市会計年度任用職員（母子・父子自立支援員）履歴書』をご持参ください。

受付後、受験票をお渡しします。

※来庁に際しては、公共交通機関をご利用ください。

【郵送の場合】

令和8年1月16日(金)まで(当日消印分まで有効)

『堺市会計年度任用職員(母子・父子自立支援員)履歴書』を郵送先(子ども家庭課)まで簡易書留にて郵送してください。

- ※ 『堺市会計年度任用職員(母子・父子自立支援員)履歴書』の記入にあたっては、黒インク又は黒ボールペンを使用し、**自筆で記述してください**。
- ※ 提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送することがあります。このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

提出書類	<p>○堺市会計年度任用職員(母子・父子自立支援員)履歴書 半年以内に撮影した鮮明な写真1枚を貼り付けてください。 (写真はタテ4cm×ヨコ3cm、上半身、正面向き、脱帽、裏面に試験区分と氏名を記入して履歴書にのりで貼り付けること)</p> <p>○返信用封筒(460円分の切手を貼付したもの)(郵送の場合のみ)</p> <ul style="list-style-type: none">※ 受験票送付用。定形(長型3号程度の大きさ)の封筒に、ご自身の郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、切手を貼付してください。※ 返信用封筒(460円分の切手を貼付したもの)を同封していない場合は、受付することができませんので、ご注意ください。
郵送先 郵送方法	<p>○郵送先 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 家庭福祉係</p> <p>○郵送方法</p> <ul style="list-style-type: none">※ 封筒の表に「堺市会計年度任用職員(母子・父子自立支援員)履歴書在中」と朱書きで明記し、上記の提出書類(折り曲げ厳禁)と返信用封筒を同封し、簡易書留にて郵送してください。

(2) 受験票の発行

①申込書を持参の場合、受付時に「受験票」を交付します。

②申込書を郵送の場合、「受験票」を簡易書留にて郵送します。

※ 送付した受験票は、試験日当日必ず持参してください。

(3) その他

- ・提出書類は一切お返ししません。
- ・受験に際して取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。
ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

4 報酬・勤務条件等

(令和7年12月22日現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。)

◆任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員

◆勤務日：原則として、月～金曜日のうち週4日（勤務日については、採用時に指定します。）

◆勤務時間：週25時間勤務

原則として、午前9時～午後5時30分の内6時間15分ですが、時間外勤務をすることがあります。（勤務時間については、採用時に指定します。）

◆任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績に応じて、再度任用する場合があります。

◆報酬：月額183,700円

※本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり（上限10年）

◆期末・勤勉手当：期末・勤勉手当は6月、12月（合計4.65月分＜予定＞）に支給。

※任用初年度は在職期間に応じて割り落としがあります。

◆その他諸手当：通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償及び増額報酬として支給

◆休日等：週休3日、祝日、年末年始

◆休暇：年次有給休暇（週4日・週25時間勤務で、令和8年4月1日採用の場合初回任用時8日付与、6月経過後に8日付与（計16日））特別休暇（夏季、介護等）等

◆勤務地：各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課

（勤務場所については、採用予定者に対して後日連絡します）

◆福利厚生：厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

5 問い合わせ先

堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7331（直通） FAX 072-228-8341

